

平成31年3月14日

請願・陳情文書表

議会運営委員会

議会運営委員会関係請願

請願番号	75	受理年月日	29.12.6
件名	神奈川県議会政務活動費の領収書等の県議会ホームページでの公開を求める請願		
請願者	紹介議員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	藤井克彦 大山奈々子 君嶋ちか子 木佐木忠晶		
<p>1 請願の要旨</p> <p>政務活動費の収支報告書と、これに添付して提出される領収書等の写しを県議会のホームページで公開してください。</p> <p>2 請願の理由</p> <p>① 神奈川県議会議員に交付される政務活動費については、「神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例」により、議員は毎年度の政務活動費の収支報告書と領収書等の写しを議長に提出しなければならないこと、議長は収支報告書の閲覧請求があったときは、これを閲覧させなければならないことが定められています。</p> <p>② しかしながら収支報告書の証拠書類である領収書等の閲覧は、情報公開請求をした後に、紙ベースで閲覧することしかできないため、県民は平日の昼間に議会に赴かなければなりません。また、1枚あたり10円の経費を支払わなければならない、全部の領収書の写しを入手する場合は40万円を超える費用が必要になります。また、請求のつど写しを作成する事務職員の負担も無視できません。こうした不十分な公開制度が、議会への県民のチェック活動を事実上阻害し、それが政務活動費の不正の温存となる場合もあります。政務活動費の不正が発覚した富山市議会においても、領収書の写しを誰もが容易に入手できる制度が整っていれば、組織的で悪質な政務活動費の不正は防げたかもしれません。</p> <p>③ 政務活動費の使途の透明性を確保するためには、県民が、いつでも安価かつ安易に、政務活動費の使途の情報を得られることが不可欠です。そのためには、議長に提出された収支報告書の証拠書類である領収書等の写しを県議会のホームページで公開し閲覧できるようにすることが必要です。</p> <p>一方、領収書等の写しを議会のホームページで公開する自治体は、加速度的に増加しています。平成27年度9月の段階では、都道府県、政令都市、中核市のうち領収書等をホームページ公開している議会は大阪府、高知県、函館市の3自治体でしたが、その後兵庫県、大阪市、京都市、神戸市、大津市、西宮市が平成27年度分からホームページ公開を実施しており、その後さらに宮城県、富山県、奈良県、徳島県、横須賀市がホームページ公開を決定しています。領収書等のホームページでの公開は、政務活動費の使途の透明性を確保するためには不可欠です。</p> <p>④ 以上の理由により、一日も早く、政務活動費の領収書等の県議会ホームページ公開を実現すべきです。</p>			

請願番号	76	受理年月日	29.12.6
件名	神奈川県議会「政務活動費の指針」の見直しについての請願		
請願者		紹介議員	
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		藤井克彦 大山奈々子 君嶋ちか子 木佐木忠晶	
<p>1 請願要旨</p> <p>神奈川県議会「政務活動費の指針」(p5, 6, 7) IV政務活動費の充実に当たっての運用指針 1 全ての経費に共通する運用指針 (4) 支出に係る証拠書類の取扱いの中で 証拠書類のイ ウ エに、</p> <p>イ レシート ウ 銀行等の振込金受取書、ATM利用明細書(控)、郵便局振込票兼領収書 エ 入場券、特急券、グリーン券、ICカード利用明細など、支払額、支払日 及び支払対象が確認し得るもの</p> <p>政務活動費支出伝票(参考様式2)の備考欄に使用した議員名を必ず記載するものとする。 <u>補助職員が使用した場合には、雇用している議員名を記載する。</u></p> <p>以上の一文を、それぞれ付け加える。</p> <p>2 請願の理由</p> <p>「政務活動費の指針」では、レシート等の証拠書類では、使用者(議員名)がわからないため、使途の適正について説明できない状況となっている。</p> <p>① 社会的に政務活動費の不正使用についての事件が後をたたず、神奈川県においても税金の使い方について県民の関心は高い状況です。</p> <p>② 残念なことに本県においても不適切な支出が疑われる支出伝票が少なくありません。たとえば、タクシー代で山元町から山下町、関内など、ある期間毎日のように利用しています。この支出が政務活動費として適切かどうか使用した議員に聞きたくても誰か分かりません。また、一万円以上のタクシー代や一日2回のガソリンの給油、二日続けての給油など、どのような目的で使用されたのか確認したくても使用した議員名がわからなくては、問うことができない状況です。</p> <p>③ その一因は会派交付の場合、使用議員が個人名を明らかにしなくてもよいとなっている本県指針の不備により温存されていることにあります。一部の不正使用議員の存在を一掃するために議会の自浄力をはっきりし県民の税金の使い方への不信や疑惑に答えていただきたいと願っています。</p> <p>④ 使用した議員名を支出伝票に明記することは、社会一般の常識としては、当然のことです。県民が使用した議員の名前を知ることでない領収書を見ても、政務活動費として適切な支出なのか確認はできません。県民として、指針の変更を求めます。</p>			

請願番号	79	受理年月日	30.6.22
件名	神奈川県議会政務活動費指針の見直しについての請願		
請願者	紹介議員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	加藤 なを子 藤井 克彦 大山 奈々子 君嶋 ちか子 木佐木 忠晶		
<p>1 請願の要旨</p> <p>現在、神奈川県議会「政務活動費の指針」において広報・広聴用の印刷物を作成し、その経費を政務活動費に充当した場合、作成した印刷物（成果物）は、会派または議員が保存することとなっており、議長へ提出すべき書類となっていない。</p> <p>使途の透明性を確保するため、広報・広聴用の印刷物（成果物）は、支出伝票に添付して議長へ提出していただきたい。</p> <p>そのため指針の19ページ IV政務活動費の充実に当たっての運用指針 3各経費別の運用指針（4）広報・広聴費 ウ印刷物の作成部数の記載等および32ページ V政務活動費に係る書類の取扱い 4その他の関係書類（1）提出すべき書類（2）保存すべき書類等の内容を見直していただきたい。</p> <p>2 請願の理由</p> <p>平成28年度の政務活動費収支報告書の総合計のうち、広報・広聴費は人件費（29.0%）に次いで2番目に多い27.6%（約1億8000万円）の支出率である。しかし、その内容が適正であるのか、どのような印刷物が作成されたのか確認できない。</p> <p>①制作費に上空撮影代として、1回に58万9316円の支出など、上空撮影代として3回にわたり合計92万4976円という支出がある。県政報告として必要性がある支出か否かは印刷物（成果物）で確認する必要があるが、それが添付されていないため確認できない。</p> <p>②月一定額のポスティング支出があるにも関わらず、それに相当する数の印刷物（県政レポートなど）の支出伝票が確認できないケースがある。</p> <p>このように高い支出率や金額が高額である印刷物（成果物）を県民が見ることができなければ、税金の使い方が正当であるか否かを確認できない。議員本人又は会派で5年間保存しているものを支出伝票に添付することは、議員の活動を阻害するものではないので提出を求めます。</p>			

請願番号	80	受理年月日	30.6.22
件名	神奈川県議会「政務活動費の指針」の見直しについての請願		
請願者	紹介議員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	加藤 なを子 藤井 克彦 大山 奈々子 君嶋 ちか子 木佐木 忠晶		
<p>請願要旨</p> <p>神奈川県議会「政務活動費の指針」(p9) IV政務活動費の充実に当たっての運用指針 2 複数の経費に関する運用指針 (8) タクシーの利用区間等の記載に 当該活動の内容及び概要を支出伝票(別記参考様式2)の備考欄に簡潔に記載すること。 以上の一文を付け加えてください。</p> <p>請願の理由</p> <p>① 政務活動費の使途については、全般的にタクシー代の支出が多くありました。中には、毎日のように同じ場所から特定の場所に乗車を繰り返すタクシー代もありました。また、横浜市中区から平塚市と大まかな記載のみで、15,450円など、1万円を超える高額なタクシー代なども多くありました。</p> <p>② この記載方法では、具体的な活動及び調査の内容が県民には、まったく分かりません。タクシーの乗車降車の場所も大体であり、どのような内容でタクシーを利用されたのか具体的な活動概要の記載がありません。</p> <p>③ 「指針」には、「これまで以上に、政務活動費の透明性の向上や適正性の確保を図ることができましたが、今後とも、社会情勢の変化や政務活動費の運用状況などに留意し、必要に応じて、見直すべきものは見直していくことで「指針」のさらなる充実に努めてまいります。」と記載されています。</p> <p>④ このことから、タクシー代の利用は、具体的な内容及び概要を記載することで、より透明性が確保され「指針」のさらなる充実につながりますので見直しをお願いします。</p>			

請願番号	83	受理年月日	30.9.19
件名	神奈川県議会の政務活動費の執行に当たっての請願		
請願者	紹介議員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	加藤 なを子 藤井 克彦 大山 奈々子 君嶋 ちか子 木佐木 忠晶		
<p>請願の要旨</p> <p>神奈川県議会の政務活動費の執行に当たって「必要性」、「妥当性」、「効率性」、「透明性」、「実費弁償」の原則に基づき、経理責任者及び監査責任者は厳格に監査をしていただきたい。</p> <p>請願の理由</p> <p>平成29年度の神奈川県の政務活動費の収支報告書によると、消化率は99%で返還率は0.8%と年々低下し続けている。返還したのは1会派と9名の合計15名、返還金ゼロは4会派と4名で合計88名である。</p> <p>使用した議員名の記載がなく、作成した印刷物が添付されていない現行の政務活動費の伝票からは、県民には政務活動費の執行に当たっての原則に合致しているかを確認することができない。すべて会派や個人の経理責任者監査責任者に判断が委ねられているとよい。</p> <p>返還金ゼロの88名のうち、議員名が判る支出伝票の広報広聴費をみると、その使い方には以下のような疑問がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ある議員は県政報告の目的で、動画を含めて同じ場所を2年間にわたり3回ずつ上空撮影し、2年間で合計4回にわたり115万円あまりを支出している。 ② またある会派所属議員は、平成29年度に年合計411万円余、平成28年度には年合計397万円余がタウンニュースへの掲載に支出しているが、その多くは政策立案のための調査研究を目的とするものではなく、単なるお知らせ、情報知識の提供にすぎないものが多い。 ③ その他にも印刷部数やホームページの内容等で疑問がもたれる伝票がある。 <p>議員名が判らないその他の議員の収支報告についても、原則に基づいて経理監査がされているか、使途の適正について合理的で明確な説明が出来るのか疑問がもたれる。</p> <p>疑いを持たれるような使い方を排除し、議会活動に資するために政務活動費を使っていただけるよう責任ある経理および監査を求めます。</p>			

請願番号	84	受理年月日	30.9.19
件名	車両ナンバーを記載するよう「政務活動費の指針」を見直すことについての請願		
請願者		紹介議員	
<p>※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。</p>		<p>加藤 なを子 藤井 克彦 大山 奈々子 君嶋 ちか子 木佐木 忠晶</p>	
<p>請願の要旨</p> <p>(1) 神奈川県議会「政務活動費の指針」(P5.6.7) IV政務活動費の充実に当たっての運用指針 1 全ての経費に共通する運用指針 (4) 支出に係る証拠書類等の取扱いのなかで証拠書類のイ、ウ、オの政務活動費支出伝票(参考様式2)の備考欄に使用した車両の下4桁のナンバーを必ず記載するものとする。</p> <p>(2) 神奈川県議会「政務活動費の指針」(P37.38) VII各種様式及び記載例の車両リース台帳(第2号様式)の車種の欄に車両ナンバーも記載するものとする。</p> <p>請願の理由</p> <p>政務活動費の調査研究費などで議員名や当該活動の内容と概要が記載されていない伝票が存在する。なかには一人で月10万円を超すガソリン代を支出し、一人の議員がスタッフ車3台を含め4台の車にガソリン代を支出している事例もある。このような不特定多数の車両へのガソリンの給油や高速道路の利用についても、現行の「政務活動費の指針」ではガソリン代や高速料金の支出が認められてしまい、その用途の適正性や透明性について疑いを生じさせるものとなっている。</p> <p>東京都ではガソリン代高速道路料金以外にも駐車場についても車両の下4桁のナンバーの記載が義務付けられ、疑いをもたれる支出を排除することが実行されている。神奈川県においても、燃料会社のレシートや高速道路料金の利用明細の中にはすでに車両ナンバー下4桁が記載されている例があり、神奈川県議会においても車両ナンバーの記載をもとめることは困難とはいえ、むしろ透明性や適正性の確保に役立つものである。</p> <p>以上よりガソリン代に使用した車両の下4桁のナンバーおよびリース車両のナンバーを記載するよう「政務活動費の指針」の変更を求めます。</p>			

請願番号	85	受理年月日	30.9.19
件名	請願陳情の審議審査結果の取り扱いについての請願		
請願者	紹介議員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	加藤 なを子 藤井 克彦 大山 奈々子 君嶋 ちか子 木佐木 忠晶		
<p>請願の要旨</p> <p>請願陳情が「採択」「不採択」「継続」と議決された審議審査の結果について、審議審査の主たる理由を書面にて回答するよう現行の扱いを改善して下さい。</p> <p>請願の理由</p> <p>平成29年12月6日に提出したホームページでの支出伝票の公開を求める請願75、支出伝票に議員名を記載するよう指針を見直す請願76について、12月22日の議会運営委員会の議事録によれば、「…議会改革検討会議等で検討すべく正副委員長に取り計らいをお願いして継続…」という委員の発言があり、議会運営委員会で継続審議となった。</p> <p>さらに平成30年3月20日の議会運営委員会の議事録でも、同様の理由により「…引き続き継続審議とする…」旨記録されている。平成30年6月22日に提出した広報の成果物を添付するよう指針を見直すことについての請願79、タクシーの利用目的を記載するよう見直すことについての請願80を加え、現在4件が継続審議とされ、結果報告も連絡もないままになっている。しかし確認してみると、平成29年12月7日以降に開催された6回の議会改革検討会議で議題に上った記録はない。</p> <p>県民からの請願や陳情について議会基本条例第4章第11条の3には、「県民から提出された請願及び陳情を、県民の政策提案として受け止める」とあり、また議会基本条例第3章第8条の「県議会の役割」には、「県政の課題及び審議、審査等の内容について、県民に説明すること」と定めている。これは県民からの請願陳情に対し県議会が誠実に対応することを規定したものである。しかし議会改革を求める県民からの請願や陳情に対する現在の県議会の対応は基本条例の精神からかけ離れていると言わざるを得ない。</p> <p>請願陳情についての審議審査の結果について、「採択」「不採択」「継続」の主たる理由を付けて書面にて回答していただきたい。</p> <p>また、「継続」という決定については今後の検討予定や審議される会議の日程等についても丁寧な報告を請願者に連絡することを求める。</p>			

議會運營委員會關係陳情

陳情番号	169	付議年月日	30.6.21
件名	県議会傍聴のための託児サービスについての陳情		
付議委員会	陳情者		
議会運営委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情趣旨</p> <p>私たち新日本婦人の会は、子どもたちの健やかな成長とだれもが安心して暮らせる地域づくりのために県内各地で活動しています。</p> <p>県議会を傍聴しに行こうとしたとき「子ども連れて大丈夫かしら」とついちゅうちょしてしまいます。県議会では、本会議傍聴者については、託児が出来るとお聞きしています。</p> <p>子育て中の保護者が、安心して県議会の質疑を傍聴できるように、ぜひ、子どもの預かりを本会議傍聴の時に限定せず、常任委員会の傍聴の時にも利用できるよう、改善をお願いします。</p> <p>2 陳情項目</p> <p>子育て中の保護者が、安心して県議会の質疑を傍聴できるように、託児サービスの対象を本会議傍聴者に限定せず、常任委員会の傍聴者にも拡大して下さい。</p>			

陳情番号	193	付議年月日	31.2.13
件名	神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例の改正を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
議会運営委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例（平成13年神奈川県条例第33号、平成25年3月1日施行、以下「条例」という）は、「会派及び議員は、当該年度において交付された政務活動費の総額から、当該年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合には、当該残額に相当する額を翌年度の5月31日までに返還する」旨を規定している。</p> <p>しかしながら、この規定のままでは、支出に不正なものがあっても、これを引いた残りの支出分が交付された額を上回る場合は、返還しなくてもいいことになる。</p> <p>私は、中村省司議員の政務活動費（政務調査費）の不正を裁判で追及し、最高裁まで争った。最高裁もこの条例があることを理由に、不正利得が支出に含まれていても、残余がない場合は返還命令を知事が下さなくても違法ではないとの判断であった。</p> <p>よって、前記条例の改正を求める次第である。改正の趣旨は、「政務活動費の支出に不当利得が含まれる場合は、支出の残余の有無に関係なく返還する義務を負う」としていただきたい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>現状の条例は、支出が交付額を上回る場合は、不正なものが支出に含まれていても返還しなくてもいいことになっている。これは、税金を納める県民からすれば、納得いかない条文である。</p> <p>私は、中村県議の政務活動費（政務調査費）の不正受給をめぐる最高裁まで争ったが、結局、この条例があるために、「不当利得があっても返還しなくてもいい」との判断が下った。県議会として、時代錯誤のこの条例を改正し、県民の税金が原資となる政務活動費（政務調査費）の不正がこれ以上起きないように求めるものである。</p>			

陳情番号	194	付議年月日	31.2.13
件名	中村省司議員に対し辞職勧告決議あるいは除名処分を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
議会運営委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>中村省司議員に対しては、518万8050円にのぼる政務活動費（政務調査費）の不正受給が明らかになっている。</p> <p>私は、原告として、神奈川県知事を相手に、前記金員の返還を求めなかった事実が違法であることの確認を求める裁判を起し、横浜地裁は「支出は実態のない不当利得であった。よって返還を求めなかった行為は、違法である」との判決を平成28年8月3日に得た。知事は控訴したが、東京高裁も、「領収書は偽造。架空支出に当たるので、不当利得である、返還を求めなかったことは違法」と平成29年7月10日に判決を得た。知事は上告したが、最高裁は、「県条例で残余がない場合は返還しなくてよい、とされているので、返還を求めなかったことは違法とは言えない」との判決を平成30年11月16日に言い渡した。しかしながら、最高裁は、「本件各支出は実際は存在せず、領収書は虚偽の内容のものであった」と判決で認定した。裁判で、政務活動費（政務調査費）の不正受給が確定したことになる。</p> <p>よって、不正行為が確定した中村議員に対し、議会として、辞職勧告の決議をすること、あるいは除名処分を下すことのいずれかを求める次第である。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>私は、中村議員を選出した鎌倉に住む有権者である。この間、裁判を自費で起し中村議員の不正を追及してきた。</p> <p>最高裁で不正が確定した事実は重い。政務活動費（政務調査費）の原資は、県民の税金である。議会が襟をただすという意味からも、厳重な処分を求めるものである。</p>			